

12月からの会務について（感染拡大を受けて）

主な施策

	11月までの対応	12月の対応 (感染拡大を受けて)
委員会（外部関係者との打合せを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインでの参加を原則する。 ・ 対面で開催する場合は、感染防止策を施し、原則として会場定員の1/2を最大とする。 ・ 懇親会は、禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
研修会・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策を実施の上で開催する。原則として、会場定員の1/2を最大とする。 ・ 可能であればリモート参加できるような方法も実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
外部大規模イベントへの業務上の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加の必要性や地域の感染状況・会場の感染防止策の状況に応じて判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
外部関係者との小規模な会食	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
出張・旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外出張は、不急の場合は見合わせる。国内出張は、必要性や地域の感染状況に応じて判断する。 ・ プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行については、地域の感染状況に応じて判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
事務局体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅で円滑に業務が遂行できる場合には、在宅勤務を実施する。 ・ 出勤する場合には、シフト勤務を活用するほか、大会議室で業務を行う等、三密を避ける。 ・ 派遣スタッフも可能であれば在宅勤務とし、不可能であれば出勤とする。 ・ 上記により、通常の座席での勤務率を3割以下とすることを目標とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 上記により、通常の座席での勤務率を3割以下とすることを目標とし、<u>一層の在宅勤務を推進する。</u>
各種窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員登録の窓口及び図書室は、感染防止策を実施の上で再開する。相談窓口は、メール・電話・郵送で対応し、来会を極力避けるようお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>図書室は再閉鎖する。会員登録窓口及び相談窓口は、メール・電話・郵送で対応し、来会を極力避けるようお願いする。</u>
年末年始休暇	(追加施策)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>政府の年末年始休暇を分散することについての要請を踏まえ、12月28日(月)から1月8日(金)までを「有休取得促進期間」とし、年末年始休暇とあわせて、まとまった休暇を取得することをスタッフに推奨する。</u>

以 上